

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、土木工事現場の工事責任者として勤務し、平成○年○月からはC所在のD工事の現場代理人として就労していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日、現場事務所前に駐車していた社用車の後ろドアを開けようとした際、手を掛け損ねた反動で尻もちをつき、後方に倒れた（以下「本件事故」という。）とし、同月○日に左側下半身が冷え切った感じとなり感覚も鈍くなり、同月○日には全身に同様の症状が広がったという。請求人は同月○日、E病院に受診し、「頸椎椎間板ヘルニア」と診断され、翌○日にFセンターに転院して「頸髄症、四肢不全麻痺、腰部脊柱管狭窄症、脊髄炎」と診断され、さらに同年○月○日、G病院に転院して「急性脊髄炎、頸椎症性脊髄症」等（以下、頸髄症、四肢不全麻痺、腰部脊柱管狭窄症及び脊髄炎と併せて「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、請求人に発病した本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求（以下「前々回請求」という。）したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたものの、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（平成25年労第139号。以下「前々裁決」という。）。

また、請求人が休業補償給付を請求（以下「前回請求」という。）したところ、

監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたものの、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（平成26年労第512号。以下「前裁決」という。）。

さらに、請求人はこれらの処分の取消しを求めて訴訟の提起をしたところ、地方裁判所は平成○年○月○日付けで請求を棄却し、高等裁判所は同年○月○日付けで控訴を棄却し、最高裁判所は平成○年○月○日付けで上告不受理決定をした。

- 4 今般、請求人は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付（診断書料）及び障害補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

本件は、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

第4 争 点

本件事故により請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

（略）

- 2 当審査会の判断

請求人は、本件事故によって中心性頸髄損傷を発症したと主張しているところ、今回の請求において、H医師は、平成○年○月○日付け診断書において、傷病名を頸椎症性脊髄症と述べている。同医師は、前々回請求及び前回請求においても

傷病名を頸椎症性脊髄症と述べており、当審査会は、請求人に発症した傷病は、前々回請求及び前回請求時と同一であると判断する。

当審査会は、前々裁決及び前裁決において、中心型頸髄不全損傷等の検討も行った上で、請求人に発症した傷病は、業務上の事由によるものとは認められないとの判断を行っている。

請求人は、今回の請求において、中心性頸髄損傷を患った等縷々主張するが、新たな事実や医学的証拠は認められず、当審査会は、前々裁決及び前裁決同様、請求人に発症した本件傷病及び障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。